

全軟野連発第 33 号
令和 2 年 1 月 29 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事代行 小林 三



少年部の投球数制限について(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、令和 2 年 1 月 28 日開催の第 1 回理事会において投球数制限について、令和 2 年度の全国大会より行うことが決定しましたので、別紙の通り通知いたします。

なお、3 月 21 日(土)から行われます、文部科学大臣杯第 11 回全日本少年春季軟式野球大会日本生命トーナメントの出場チームにも本連盟より通知させていただきます。

何卒よろしくお願ひ致します。

記

【添付資料】

- 少年部(中学生)の投球数制限について

以上

事務担当者:清野 祐 Tel:03-3404-8831

少年部（中学生）の投球数制限について

1. 競技に関する連盟特別規則

投球制限【少年部】

現行	改定案
投手の投球制限については、肘・肩の障害防止を考慮し、1日7イニングまでとする。ただし、タイブレーク方式の直前のイニングを投げ切った投手に限り、1日最大9イニングまで投げることができる。タイブレークとなった場合に投げることができる投手は、タイブレーク方式の直前を投げ切った投手か、新たな投手（その日1球も投げていない選手）に限り、1日2イニングまで投げることができる。 ～以下省略～	投手の投球制限については、肘・肩の障害防止を考慮し、下記の通りとする。 ・大会中の1日の投球数…100球 ・1週間の投球数…350球 ※試合中に100球に到達した場合は、その打者が打撃を完了するまで投球できる。 ※少年女子も同様の取り扱いとする。

※上記規則は、2020年3月21日から行われる「文部科学大臣杯第11回全日本少年春季軟式野球大会日本生命トーナメント」より導入する。